

第2 川口市立中央ふれあい館（直営）

1 設置根拠

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例（平成16年3月29日条例第19号）

2 設置目的

市民の生涯学習活動の振興及びコミュニティづくりの支援を図ることを目的としている。

3 事業概要

中央ふれあい館は、市民の生涯学習活動の振興及びコミュニティづくりの支援を図ることを目的として以下の業務を行っている。

- (1) 定期講座、講習会、講演会、展示会、研修会等の実施に関すること
- (2) 体育及びレクリエーション等に関する集会の開催に関すること
- (3) 図書、資料等の収集、整理及び利用に関すること
- (4) 学習及び文化活動に関する情報の収集、整理及び利用に関すること
- (5) 関係団体、機関等との連携を図るための相談、指導、助言等に関すること
- (6) その他設置目的にふさわしい事業に関すること

4 施設等の概要（平成31年4月1日現在）

(1) 所在地

川口市本町4丁目5番26号

(2) 開設年月日

平成16年8月1日

(3) 敷地面積、延床面積

敷地面積 (m ²)	7,246.07	左記は共同住宅、店舗と共有の全体面積。 中央ふれあい館の持分割合は 144,993/1,000,000
延床面積 (m ²)	4,168.76	

敷地面積及び延床面積について、固定資産台帳に計上されている面積との一致を確かめた。

(4) 沿革

年	月	項目
昭和		
22	8	中央公民館開設 住所：川口市本町1丁目17番1号
39	12	中央公民館改築工事着工
41	5	中央公民館改築工事完了
平成		
16	8	旧中央公民館と旧勤労青少年ホームの機能を併せ持つ施設として、旧市民病院跡地に、中央ふれあい館が設置される 住所：川口市本町4丁目5番26号
16	9	中央ふれあい館開館
23	5	非常用蓄電池交換工事着工
23	9	非常用蓄電池交換工事完了
26	4	消費税法の一部改正に伴い施設使用料を改定
26	5	冷温水発生機部品交換工事着工
26	8	冷温水発生機部品交換工事完了
30	4	勤労青少年ホームの機能を廃止 上記に伴い1階「相談室」が「小会議室」に改められる

5 所管課及び運営形態

所管課：生涯学習部生涯学習課

運営形態：直営

6 施設の維持管理

(1) 固定資産台帳上の価額（平成30年4月1日現在）

勘定科目	価額
土地	4,202,720,600円
建物	845,426,586円
合計	5,048,147,186円

出所：川口市資料

(2) アセットマネジメント

ア 施設の維持管理点検の状況

(ア) 施設の維持管理点検の概要

公共施設点検マニュアルに基づき、施設職員による自主点検を年に

1回実施している。また、空調設備やエレベーター等の保守点検を委託している設備については、受託業者によって点検を実施し、報告書を入手している。

点検項目	実施者	点検回数
エレベーター	委託業者	定期点検：毎月（遠隔監視システム：月1回、現地点検：3ヶ月に1回） 法定点検：年1回
自動ドア	委託業者	年4回
敷地	職員	年1回
建物劣化	職員	年1回
基礎及び基礎回り	職員	年1回
外壁	職員	年1回
屋根	職員	年1回
建具	職員	年1回
内部仕上げ	職員	年1回
給排水設備	職員	年1回
空調・換気設備	委託業者	年2回
	職員	年1回
衛生設備	委託業者	年2回
	職員	年1回
電気設備	委託業者	年2回
	職員	年1回

(イ) 実施した監査手続

法定点検について、点検報告書を査閲し、必要な点検が実施されているか、報告内容に修繕等の対応を要する事項が記載されていないか確認した。

自主点検について、公共施設点検マニュアルに基づく点検結果を査閲した。詳細については、「第3章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 3 施設の維持管理点検マニュアル」を参照。

【意見31】自動ドアについて事前に検討しておくことが望ましい。

自動ドアの点検結果報告書において、地下1階駐車場出入口自動ドアに劣化が見られ、標準耐用年数が10年のところ14年使用しているため、該当装置は廃盤となっており新機種への取替を勧める、旨の記載があった。

自動ドアの交換の時期について検討するとともに、突然故障したと

きにどのように対応するかについても事前に検討しておくことが望ましいと言える。

イ 耐震化の状況

中央ふれあい館は平成 16 年 7 月に建築されており、新耐震基準に基づいている。

ウ 施設整備、改修計画

(ア) 施設改修計画

a 施設改修計画の概要

中央ふれあい館の施設改修計画について現状では策定はしていないが、令和元年度は、「個別施設計画策定支援業務委託」として業務委託を実施している。

委託名	中央ふれあい館個別施設計画策定支援業務
予定価格	*, ***, ***円
契約金額	1, 155, 000 円（税込）
落札業者	有限会社サトウ設計
落札日	平成 31 年 4 月 24 日
履行期間	平成 31 年 4 月 24 日～令和 2 年 1 月 31 日

出所：川口市資料

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

(b) 入札の結果

業者名	第 1 回（税抜）	結果
有限会社サトウ設計	1, 050, 000 円	落札
有限会社タケノヤ事務所	1, 600, 000 円	
株式会社近藤企画設計工房	1, 695, 000 円	
有限会社タチカワ建築設計事務所	1, 580, 000 円	

(イ) 修繕積立負担金

キャメリア管理組合に対して修繕積立負担金を拠出している。

(単位：千円)

	全体共用	施設部会共用	合計
H16	1,897	729	2,626
H17	3,252	1,250	4,502
H18	3,252	1,250	4,502
H19	3,252	1,250	4,502
H20	3,252	1,250	4,502
H21	3,252	1,250	4,502
H22	3,252	1,250	4,502
H23	3,685	1,417	5,103
H24	3,902	1,501	5,403
H25	3,902	1,501	5,403
H26	3,902	1,501	5,403
H27	3,902	1,501	5,403
H28	3,902	1,501	5,403
H29	3,902	1,501	5,403
H30	3,902	1,501	5,403
合計	52,411	20,157	72,569

出所：川口市資料

エ 平成 30 年度の工事契約状況

工事（契約金額：130 万円以上）は平成 30 年度になかったため、修繕（契約金額：130 万円未満）の契約状況を以下にまとめた。

(単位：円)

対象	件名	契約形態 (※)	金額 (税込)	摘要
施設	2・3 階系統空調機冷却塔修繕	一者	49,140	
施設	講座室 3 号・4 号照明器具修繕	見積合	144,180	
施設	特別会議室・講座室 4 号、5 号照明器具修繕	見積合	497,880	(ア)
施設	体育ホール空調機ファンベルト交換修繕	一者	48,330	
施設	講座室 1 号照明器具修繕	見積合	494,640	(イ)
施設	3 階視聴覚室建具修繕	見積合	72,684	
施設	1 階多目的トイレ修繕	一者	38,880	
施設	3 階女子トイレ修繕	一者	10,800	
備品	視覚障害者用卓球台修繕	見積合	71,280	

施設	受水槽 No1 定水位弁不良交換修繕	見積合	226,800	
	合計		1,654,614	

出所：川口市資料を加工

(※) 契約形態は全て随意契約である。

上記の修繕のうち金額の上位 2 件について稟議書等書類を確認した。

(ア) 特別会議室・講座室 4 号、5 号照明器具修繕
特段の検出事項はなかった。

(イ) 講座室 1 号照明器具修繕
特段の検出事項はなかった。

7 物品等の管理

(1) 平成 30 年度の備品等の購入状況
平成 30 年度は備品等の購入はなかった。

(2) 備品等の移設
平成 30 年度に備品等の移設はなかった。

(3) 備品等の除却
除却のあった備品について、下記「(4) 現物確認」において、除却された備品が保管されていないことを確認した。

(4) 現物確認
中央ふれあい館において、川口市財産規則に基づく備品管理がなされていることを確認するため、以下の手続を実施し、現物確認の結果に関する総合的な所見を記載した。
 • 備品台帳の記載内容が適切であることを確認するため、備品台帳の中からサンプルを抽出して現物との確認を実施した。
 • 備品台帳の記載内容が網羅的であることを確認するため、現場に設置されている現物の中からサンプルを抽出し、備品台帳に記載されているかを確認した。
 • 重要物品がある場合には、重要物品カードが作成され、適切に保管されているかを確認した。
 • 平成 30 年度において物品の返納（廃棄を含む）があったものについて

は、物品返納書を確認し、備品台帳において返納処理がなされていることを確認したうえで、現場確認時に該当する物品がないことを確認した。
 ・施設所管課が実施する備品の現物調査および報告の状況に関するヒアリングを実施した。

ア 備品台帳から現物への確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20101005-90000695	脇机	1階：事務室	○
2	20101014-90000042	演台	2階：サークル用具庫2	○
3	20106009-90000069	巻尺	1階：事務室書庫	○
4	20108033-90000267	マイクスタンド	1階：事務室	○
5	20119999-90000259	その他の厨房器具類	2階：保管庫1	○
6	20112027-90000018	バレーネット	1階：事務室	○
7	20108039-90000070	CD・MD・LDプレーヤー	3階：視聴覚室（調整室）	○
8	20120004-90000047	絵画（夜影刻をつくる）	2階：ラウンジ	○
9	20120004-90000048	絵画（不二）	1階：ギャラリー	○

*1

*1 本来は3階の体育ホール倉庫に置いてある備品であるが、修理に出すために備品確認時は1階の事務室に保管してあった。

イ 現物から備品台帳への確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20114024-90000027	人台	2階：サークル用具庫2	○
2	20119050-90000258	電気冷蔵庫	2階：保管庫1	○
3	20119050-90000237	電気冷蔵庫	2階：保管庫1	○
4	20101017-90001268	乳幼児用テーブル	1階：児童図書コーナー	○
5	20119050-90000236	電気冷蔵庫	1階：事務室	○
6	20108032-90000570	マイクロフォン	3階：視聴覚室（調整室）	○
7	20103009-90000828	物品棚	2階：業務用倉庫	○

*2

*2

*2 特定団体が専用で使用している内容の貼り紙がされていた。

【指摘 39】公の施設における特定団体の設備利用の独占を認めてはならない。

中央ふれあい館は公の施設であり、運営側は申請団体が平等に館内施設や備品を利用できるよう配慮する必要がある。特定団体による設備の独占的利用を認めてはならない。

ウ 重要物品における備品台帳と現物の確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20108039-90000070	ビデオプロジェクター	3階：視聴覚室(調整室)	○
2	20120004-90000047	絵画（夜彫刻をつくる）	2階：ラウンジ	○
3	20120004-90000048	絵画（不二）	1階：ギャラリー	○

エ 物品返納状況等の確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20108012-90000017	ビデオカメラ	1階：事務室倉庫	○

オ 施設所管課が実施する備品の現物調査及び報告の状況

中央ふれあい館では、毎年4月に契約課より備品の調査に関する通知を受け、4月～5月に備品の現物実査を実施して「備品現在高報告書」を作成し、5月に契約課に報告している。

カ 備品確認における所見

備品確認の結果、川口市財産規則において求められる備品の管理レベルを概ね満たした管理状況であることが確認できた。確認した備品についてはすべて備品ラベルが貼付され、備品台帳と照合することができた。

なお、備品台帳の「備品の設置場所」欄には備品の設置場所の記載はなかったが、「規格」欄に備品の設置場所が記載され、備品確認を効率的に行うことができた。

【指摘40】備品台帳における川口市美術展受賞作品の計上漏れ

該当の各施設において、川口市美術展の市長賞を受賞した作品が展示されていたが、これは市が昭和52年度～平成16年度までの間に生涯学習課において買い上げたものであった。平成17年度からは美術展関係事務が文化推進室に移管され、買上げ作品の存在は認識されていなかった。

当該作品について備品台帳への計上が漏れていたため、備品台帳に作品の登録を行う必要がある。

8 施設の利用状況

(1) 過去5年間の利用状況及び主催講座の実績

ア 過去5年間の利用者数、目標値及び稼働率

過去5年間の利用者数の推移及び目標値は以下のとおりである。

(単位：人)

H26	H27	H28	H29	H30	目標値	摘要
201,279	281,460	262,821	267,045	271,566	200,000	①

出所：川口市資料を加工

部屋ごとの稼働率は以下のとおりである。

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30	摘要
小会議室	—	—	—	—	10.3	③
日本間 1	48.0	45.8	46.9	48.1	43.2	④
日本間 2	42.9	40.1	45.4	43.3	42.4	④
日本間 3	42.9	35.7	36.9	37.3	41.3	④
日本間 4	43.0	39.9	41.9	41.3	41.7	④
講座室 1	54.2	56.1	76.0	75.7	68.2	
講座室 2	65.5	65.0	86.1	83.9	77.6	
講座室 3	62.8	58.8	62.2	54.6	57.2	
講座室 4	56.6	53.4	57.7	52.3	53.1	
講座室 5	73.1	68.8	71.6	68.4	64.4	
特別会議室	52.2	53.8	56.5	57.0	55.8	
料理実習室	16.6	18.0	22.2	26.1	23.6	
視聴覚室	70.5	84.5	90.7	85.4	85.5	
ホール 1	68.8	70.9	77.8	75.0	75.7	
ホール 2	68.8	70.8	80.1	75.0	76.5	
計平均	55.8	54.4	62.4	58.8	57.2	②

出所：川口市資料を加工

<摘要①について>

平成 26 年度から平成 30 年度までの利用者の実績値は、最も少ない年で 201,279 人、最も多い年では 281,460 人である。一方で、目標値は 200,000 人と設定されていて、実績値の方が上回っている状態が続いている。

【指摘 41】目標値が低く、目標値として機能していない。

目標値は現状より高い数値で、かつ将来的に達成可能な数値で設定するべきである。現状において目標値を大きく上回っているのであれば、現在の目標値は低すぎて目標値としての機能を果たしていない。

<摘要②について>

全体の大きな目標値として利用者を対象にした数値は設定されているものの、利用者全体をそれぞれの部屋に細分化した稼働率の目標値が設定されていない。このため、どの部屋がどの程度の稼働率になったら目標数値を達成できるのか、また達成するために部屋ごとにどのような施策を取るべきなのか不明確である。

稼働率はその部屋がどれくらい利用されたかという数値であり、利用人數は部屋を使った人数であるため、部屋を使用した団体の構成人数に比例することから、稼働率と利用人数は完全には連動しない。しかし、部屋の利用人數には上限があること、また、年間を通じれば平均利用人數は安定することから、稼働率と利用人數は強い相関関係が想定される。

【指摘 42】適切な目標値を定め、利用者数の増加、利用率・稼働率の改善に努めるべきである。

施設運営の指標となる目標値が定められておらず、この点において PDCA サイクルによる施設運営が行われていない。市の施設である以上、少しでも多くの市民に利用してもらい収益を増やす努力をする責務がある。適切な目標値を定め、利用者数の増加、利用率・稼働率の改善に努めるべきである。

<摘要③について>

平成 30 年 4 月に勤労青少年ホームの機能が廃止されたことに伴い、勤労青少年ホームの相談室が小会議室として改められた。小会議室は、保護司の面談場所として利用されたり、講演会の講師控室として利用されたりする他、これらの利用がないときには一般に貸し出される。

【意見 32】小会議室の稼働率が著しく低い。

平成 30 年度の稼働率の実績は 10.3% と他の部屋に比べて著しく低い。中央ふれあい館の施設パンフレットに小会議室の紹介がないことから、一般利用者が存在を知りにくい状況にある。小会議室の情報をパンフレットやホームページに掲載する等、稼働率の上昇に向けて施策を取るべきである。

<摘要④について>

日本間が 4 部屋あるにも関わらず、過去 5 年間で稼働率が一度も 50% を超えたことがない。稼働率が 50% を下回り続けているということは、理論

上は部屋数が半分でも足りるということを意味している。一方で、日本間は、災害時に「内水氾濫時一とき避難所」及び「福祉避難所」として利用されることから、一定数は必要である。また、日本間から他の用途へ変更するには、修繕費用やその他の必要経費が必要となる。

【指摘 43】未利用・低利用の部屋に関する効果的な利用方法を検討すべきである。

未利用・低利用の部屋について、利用率向上のための対策がとられておらず、未利用・低利用の状態が放置されている。大規模修繕の機会をとらえて、未利用・低利用の部屋に関する効果的な利用方法を検討すべきである。

<その他>

屋上にゲートボール場が設置されている。しかし、屋上のゲートボール場へ行くには階段の上り下りが必要で、ゲートボール場の主な利用者として想定される高齢者には不便な事、また周囲が住居でゲートボールの音が騒音となる恐れがあることから、ゲートボール場を開設当初から 15 年以上も使用していない。このため、ゲートボール場に分厚い苔が絨毯のように生えてしまっている。

【指摘 44】屋上のゲートボール場が使われたことがないまま、放置されている。

中央ふれあい館が開設してから、屋上をゲートボール場として使えないことが判明してからも、長期間にわたり未使用のまま、適切な管理を怠っている状態は不適切であるので、今後の対応策を検討すべきである。

イ 主催講座の実績

平成 30 年度講座実績は表のとおりである。

講座名	募集 人数	受講 者数	延参加 人数	講座 回数	充足率 (※)	摘要
若返り健康講座	40 人	不定	273 人	12	56.9%	
子ども居場所づくり事業（囲碁教室）	30 人	不定	63 人	50	4.2%	①
かわぐち歴ナビ講座	50 人	49 人	161 人	4	80.5%	
人権問題専門講座	100 人	不定	102 人	1	102.0%	
人権問題理解講座	不定	92 人	92 人	1	—	

リーダー研修会	不定	92人	92人	1	—	
夏休み子ども囲碁教室	60人	34人	115人	4	47.9%	
夏休み子ども卓球教室	30人	30人	82人	4	68.3%	
子ども料理教室	20人	16人	16人	1	80.0%	
親子パンづくり教室	15組	33人	65人	2	—	
親子パンづくり教室パート2	15組	26人	40人	2	—	
そば打ち教室	20人	17人	21人	2	52.5%	
手作り味噌教室	30人	28人	28人	1	93.3%	
身近な健康教室	80人	不定	124人	2	77.5%	

出所：川口市資料を加工

(※) 充足率は参加延人数÷(募集人数×講座回数)で算出している。なお、講座の募集人数が「不定」または「組」となっている場合には、人数基準の充足率の算出ができないため「—」としている。

【意見 33】子ども居場所づくり事業（囲碁教室）は、廃止も含めて抜本的に講座内容を見直すべきである。

子ども居場所づくり事業（囲碁教室）は、毎週木曜の15時～16時30分に開催される。平成30年度は募集人数30人、年間50回開催に対して、延参加人数は63人と極めて少なく、充足率は4.2%となっている。平均すると1回当たり1人～2人しか参加者がいないことになり、特に9月～12月にかけての4ヶ月間は参加者が皆無という状況であった。これでは、子ども居場所づくりという目的が達成できているとは到底言えない。平成29年度についても同様の参加状況であり、平成30年度特有のことではない以上、漫然と毎年同じ形式で講座を開催するのではなく、参加者増加のために問題点を洗い出し、改善のための創意工夫をするべきである。

考えられる問題点としては、学校の授業が終わり下校する時間が16時前後になることが多いため参加できない。16時半に講座が終わってしまうのでは、開講時間としては中途半端な設定である。このため、子どもの居場所づくりに目的の主眼を置くのであれば、①囲碁教室に拘らずに子どもが興味を持つ講座に内容を見直す、②平日に限らず休日の開催も検討する等、利用者を増やす工夫をするべきである。

また、子ども居場所づくり事業について、事業開始から年数が経過し、子どもの置かれている時代環境も変化してきていることから、ニーズに沿ったものであるか事業自体の見直しをすることが望ましい。

(2) 利用料金

ア 利用料金の決定方法

中央ふれあい館の使用料は「中央ふれあい館設置及び管理条例」中の別表で定められている。使用料は、市の公民館施設等料金基準に基づき算出している。

また、中央ふれあい館設置及び管理条例第14条に基づき、使用料が減免される。332登録団体のうち、免除は39団体、減額は79団体、全額徴収は214団体となっている。

イ 利用料金の検討状況

使用料を変更する場合は、条例改正の手続きが必要である。平成16年の開設以来、消費税率の変更に伴う料金の改定のみを行い、利用料金の検討・見直しについては実施していない。

【指摘20】「使用料の見直し」通知の順守

「第3章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 6
有料施設の利用料に関する川口市の考え方、方針等 (5) 実際の負担割合」参照。

(3) 各種アンケート等の実施状況及び結果

平成30年度においては、3つの講座においてアンケートを実施している。

講座	開催時期
親子パンづくり教室	平成30年6月17日(日)、24日(日)
親子パンづくり教室パート2	平成30年10月21日(日)、28日(日)
かわぐち歴ナビ講座	平成30年6月16日(土)～7月21日(土)

出所：川口市資料を加工

アンケートの質問内容は、参加者の属性、講座を知ったきっかけ、講座内容の評価、今後の講座の希望等である。

講座内容の評価の集計結果は、以下のとおりであり、アンケートを実施した講座については、講座内容の点でおおむね高評価を得ていると考えられる。

(単位：枚)

講座	とても 良い	良い	普通	悪い	非常に 悪い	合計
親子パンづくり教室	13	2	0	0	0	15
親子パンづくり教室パート2	8	2	0	0	0	10
かわぐち歴ナビ講座	5	19	5	2	0	31

出所：川口市資料を加工

【意見 34】アンケートを実施している講座が少なくかつ偏りがある。

平成 30 年度には 14 講座が実施されているのに対し、アンケートを実施した講座は 3 つに留まる。3 つの講座のうち 2 つは親子パン作り教室のシリーズものであり、講座内容が同一であることから、講座の内容としては実質的に 2 つしかアンケートを実施していないことになる。

実施している講座すべてに対しアンケートを実施することで、幅広い意見を収集しより良い講座づくりに役立てるべきである。

(4) 利用促進のための施策

施設の良好な維持・管理に努めるとともに、地域の多様化しているニーズを速やかに把握し、講座内容に反映できるように検討している。

なお、利用者の少ない子ども居場所づくり事業(囲碁教室)については、令和元年度から開催日数を 50 回から 25 回に減らし、別の講座として、子どもスポーツひろば(卓球)を 11・12・1 月の日曜日に実施するよう見直している。

9 施設の運営管理

(1) 過去 5 年間の施設の損益状況

過去 5 年間の施設の損益状況に基づき、利用者 1 人当たりのコスト、利用者 1 人当たりの市負担額、受益者負担割合について、下表のように試算した。

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30
施設使用料 (a 1)	4,620	4,865	5,016	4,799	4,617
自動販売機設置使用料 (a 2)	543	938	760	884	950
駐車場使用料 (a 3)	5,978	6,697	6,520	6,364	6,429
歳入合計 (A)	11,142	12,501	12,296	12,048	11,998
給料	21,164	15,653	20,952	23,209	23,599

職員手当等	10,929	5,917	9,848	11,285	12,529
共済費	3,439	290	2,050	6,077	7,764
小計 (B)	35,533	21,862	32,851	40,571	43,893
報償費	586	460	316	314	316
需用費	11,453	10,157	10,563	11,033	10,070
役務費	282	294	283	265	277
委託料	14,202	13,035	13,305	14,472	17,827
使用料及び賃借料	844	848	771	816	871
工事請負費	2,043	—	—	—	—
備品購入費	—	23	—	—	—
負担金・補助及び交付金	14,478	14,478	14,478	14,478	14,478
小計 (C)	43,889	39,299	39,718	41,380	43,842
減価償却費	22,940	22,940	22,940	22,940	22,940
歳出合計 (D)	102,364	84,101	95,511	104,893	110,677
一般財源負担額 (E = D - A)	91,221	71,600	83,214	92,844	98,679
年間利用者数 (人) (F)	201,279	281,460	262,821	267,045	271,566
利用者1人当たりコスト(円) (G = D ÷ F)	509	299	363	393	408
利用者1人当たり市負担額(円) (H = E ÷ F)	453	254	317	348	363
受益者負担割合 (I = a 1 ÷ (D - a 2 - a 3))	4.8%	6.4%	5.7%	4.9%	4.5%

出所：川口市資料を加工

平成30年度の歳入の内訳が歳入合計に占める割合は以下のとおりである。

	H30年度	歳入合計に占める割合
施設使用料 (a 1)	4,617千円	38%
自動販売機設置使用料 (a 2)	950千円	8%
駐車場使用料 (a 3)	6,429千円	54%
歳入合計 (A)	11,998千円	100%

出所：川口市資料を加工

平成26年度から平成30年度までの受益者負担割合の実績値は、最小で4.5%、最大でも6.4%と極めて低い。また、平成30年度の歳入の割合は、施設利用料38%、自動販売機設置使用料8%、駐車場使用料54%となっている。中央ふれあい館の本来の目的の割合が38%しかない状態は、歳入の

割合として偏っている。

歳出の主なものは委託料、負担金・補助及び交付金、減価償却費で削減余地は少ないので、受益者負担割合の改善には、利用料金の見直しにより施設使用料の増加を図る方策が考えられる。

【指摘 20】「使用料の見直し」通知の順守

「第3章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 6 有料施設の利用料に関する川口市の考え方、方針等 (5) 実際の負担割合」参照。

(2) 現金・預金の管理

ア 現金及び預金の管理状況

中央ふれあい館使用料等については、現金を施設内金庫にて保管し、すみやかに最寄りの金融機関にて納入する。

金庫の鍵として錠前式とダイヤル式の2つが付いているが、ダイヤル部分は固定しており、ダイヤル式の鍵を固定せずに使用する、または、ダイヤル式の鍵が使用に適していないのであれば、ダイヤル式の鍵がない金庫に替える等の対応も考えられる。

イ 現金実査の結果

No.	対象	金額・枚数	詳細	確認結果
1	両替用釣り銭	10,000 円		○
2	切手	17,784 円		○
3	駐車券	979 枚		○
4	受講料（パン作り教室）	30,000 円	材料代として講師に支払うまでの預り金。	○

ウ 関連証憑

現金に関する証憑に関しては、以下のように管理をしている。

使用料は、出納補助員収納調書に記録するとともに、金融機関に納めた納付書・領収書は1年間保管する。

駐車券は、駐車券受払簿に記録し、毎月末で月計・累計し、検印を押す。

切手は、郵便切手等受払簿に使用のたびに記録し、1年間保管する。

【意見 35】収納済一覧表の日付について

中央ふれあい館の施設の利用者が使用料を窓口で納めることで、収納済

一覧表には、調定日、請求日、収納予定日等が記載される。利用者が市の公共施設予約システムを用いて予約した場合には、調定日、請求日、収納予定日は実際の納付日が記載される。しかし、利用者が窓口で予約を申し込み、中央ふれあい館の職員が予約を代行した場合には、請求日は実際の納付日が記載されるが、調定日、収納予定日は施設の利用予定日がシステムの初期設定で記載される。このため、調定日、収納予定日が実際の納付日と異なる記載となっている事例があることから、職員が予約を代行する場合には調定日、収納予定日を実際の納付日に修正するように徹底するか、またはシステムの初期設定を直して都度の修正をしなくて済むようにするべきである。

(3) 未収金の管理

利用料は前払いのため、未収金は発生しない。

(4) 委託費

平成 30 年度の業務委託契約の一覧は、以下のとおりである。

委託業務名	契約形態	金額（税込）	摘要
エレベーター保守委託	随意契約（単独見積）	764,640 円	ア
自動ドア保守委託	随意契約（単独見積）	189,000 円	イ
空調設備保守委託	指名競争入札	2,505,600 円	ウ
機械警備委託（3年契約）	随意契約（見積合せ）	73,872 円	エ
管理業務委託	指名競争入札	14,294,880 円	オ
合計		17,827,992 円	

ア エレベーター保守委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容
1	契約日	平成 30 年 4 月 1 日
2	契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
3	履行場所	中央ふれあい館
4	契約金額（税込）	764,640 円
5	契約業者	株式会社日立ビルシステム
6	契約方法	随意契約（一者）
7	契約締結伺書日付	平成 30 年 4 月 1 日
8	予定価格	***, *** 円

9	落札率	***%
---	-----	------

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

b 一者随意契約の理由

当該エレベーターは、日立ビルシステム製であり、責任ある対応で保守・点検を実施できるのは、設置メーカーである株式会社日立ビルシステムのみである。加えて、エレベーターに設置された遠隔監視装置を操作できるのは当該業者のみであるため、単独見積りによる随意契約とする。

(ウ) 監査で把握した問題点等

本契約は本来であれば長期継続契約に該当するが、契約書に「地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約」である旨の記載がなかった。なお、令和元年度の契約書においては、契約書に長期継続契約である旨を記載している。

【意見 36】長期継続契約である場合の契約書について

本契約は本来であれば長期継続契約に該当するが、契約書に「地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約」である旨の記載がなかった。長期継続契約である場合には、契約書に記載する必要がある。契約書は非常に重要な書類なので、内容について慎重に対応するべきである。

イ 自動ドア保守委託

特段の検出事項はなかった。

ウ 空調設備保守委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容
1	契約日	平成 30 年 4 月 9 日
2	契約期間	契約締結の日～平成 31 年 3 月 31 日
3	履行場所	中央ふれあい館
4	契約金額（税込）	2,505,600 円

5	契約業者	株式会社エアコンセンター
6	契約方法	指名競争入札
7	入札日	平成 30 年 4 月 9 日
8	契約締結伺書日付	平成 30 年 4 月 9 日
9	予定価格	* , ***, ***円
10	落札率	***%

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

b 入札の結果

業者名	第 1 回（税抜）	結果
株式会社エアコンセンター	2,320,000 円	落札
株式会社ユニパック	2,450,000 円	
株式会社朝倉水道	2,390,000 円	
株式会社安藤設備工業	辞退	

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 落札率が非常に高い率となっている。

b 予定価格決定に使用した資料が契約関係書類として保存されていなかった。予定価格の決定の際は、複数の参考見積書等の資料を入手し比較検討して決定するケースが多いが、市では予算編成時に入手した資料の精度を重視し、予算編成時と契約時の経済環境等に大きな変化がなければ、予定価格決定時に新たな資料の入手は行っていないとのことであり、予定価格決定のための資料は、1 年保存の予算編成関係書類として扱われ、5 年保存が必要な契約関係書類として保存されていなかった。

【指摘 45】指名競争入札で落札率が極めて高いことについて

指名競争入札であるが落札率が極めて高く、また落札価格が千円台まで零ではない込み入った数字であり、入札結果が非常に不自然である。予定価格の決定にあたっては、予算要求時に入手した見積書を参考にしているとのことである。しかし、見積書を提出した業者は、過去の経験上から自らの提出した見積書を元に予定価格が設定される

ことを推測できること、また、次年度予算要求の際の見積の時点から入札まで時間的余裕があり十分に準備できることから、入札において他の業者に比べ圧倒的に有利な立場にある。

入札は予定価格を知らない入札者が平等に参加することで有効に成立するものであるため、予定価格の設定にあたっては、2者以上から見積書を取得する等、慎重な対応が求められる。

【意見 37】予定価格決定に使用した資料の保存

予定価格の決定に使用した資料が、予算編成資料として1年で破棄されていた。予定価格決定に使用した資料は、契約関係書類として5年間保存することを検討していただきたい。

エ 機械警備委託（3年契約）

（ア）契約概要

No.	項目	内容
1	契約日	平成30年3月26日
2	契約期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日
3	履行場所	中央ふれあい館
4	契約金額（税込）	（3年総額）221,616円
5	契約業者	セコム株式会社
6	契約方法	随意契約（見積合せ）
7	契約締結伺書日付	平成30年3月24日
8	予定価格	***, ***円
9	落札率	**. *%

（イ）契約方法

a 契約形態

随意契約（見積合せ）（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

b 随意契約（見積合せ）の理由

予定価格が少額随意契約（50万円以下）に該当するため

c 入札の結果

業者名	金額（税抜）	結果
セコム株式会社	205,200円	落札

綜合警備保障株式会社 埼玉南支社	2,340,000 円	
------------------	-------------	--

(ウ) 監査で把握した問題点

見積合せに参加した2者で見積金額に11倍以上の開きがある。高い見積金額を提示した業者は、予定価格に対しても11倍以上の金額を提示しており、また前回（3年前）の見積合せにおいても同様に高い金額を提示しており、実効性のある見積合せを行えているのか疑問である。機械警備の性質上、特定の者が警備機器を一度設置してしまえば、その後の見積合せにおいては、警備機器を設置した者はその警備機器を入れ替える必要がない以上、他者に比べ安価な価格を提示することができ、見積合せが形骸化してしまう恐れがある。

【意見38】長期間のトータルコストを加味して契約を締結するべきである。

最初に特定の機器を設置し、その後は長期にわたり当該機器を利用する契約については、現状では、最初の機器導入時に初期費用と3年間の保守費用を合わせたトータルコストを考慮している。3年間では考慮する期間としては短いことから、より長期間のトータルコストを加味して業者を決めるべきである。

才 管理業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容
1	契約日	平成30年4月1日
2	契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
3	履行場所	中央ふれあい館
4	契約金額（税込）	14,294,880円
5	契約業者	株式会社セイビ埼玉
6	契約方法	指名競争入札
7	入札日	平成30年3月15日
8	契約締結伺書日付	平成30年4月1日
9	予定価格	**, ***, ***円
10	落札率	***%

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

b 入札の結果

業者名	第 1 回（税抜）	結果
株式会社セイビ埼玉	13,236,000 円	落札
株式会社テクノスタッフ	15,300,000 円	
株式会社宮下ビルサービス	15,800,000 円	
東洋ワックス株式会社	15,100,000 円	
株式会社日環サービス	16,000,000 円	
株式会社タウンメンテナンス	15,600,000 円	
株式会社 T S ビルマネジメント	15,500,000 円	

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 落札率が非常に高い率となっている。

b 予定価格決定に使用した資料が契約関係書類として保存されていなかった。予定価格の決定の際は、複数の参考見積書等の資料を入手し比較検討して決定するケースが多いが、市では予算編成時に入手した資料の精度を重視し、予算編成時と契約時の経済環境等に大きな変化がなければ、予定価格決定時に新たな資料の入手は行っていないとのことであり、予定価格決定のための資料は、1 年保存の予算編成関係書類として扱われ、5 年保存が必要な契約関係書類として保存されていなかった。

【指摘 45】指名競争入札で落札率が極めて高いことについて

「ウ 空調設備保守委託 (ウ) 監査で把握した問題点等」参照。

【意見 37】予定価格決定に使用した資料の保存

「ウ 空調設備保守委託 (ウ) 監査で把握した問題点等」参照。

(5) 労務管理

ア 組織図及び職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

中央ふれあい館を所管する生涯学習部生涯学習課及び中央ふれあい館の職員数は以下のとおりである。

担当	職員数
生涯学習部生涯学習課	15名
中央ふれあい館	館長1名 常勤職員3名 再任用職員2名

勤務体制：市職員が3～5名勤務

職員	勤番	勤務時間
常勤	早番	8:30～17:15
	遅番	10:30～19:15
再任用	早番	8:30～16:30
	遅番	11:15～19:15
	日・祝特殊	9:15～17:15
委託(※)		16:30～21:30

出所：川口市資料を加工

(※) 夜間管理業務委託職員が2名勤務

イ 勤怠管理の方法

市の庶務事務システムにより勤怠管理を行っている。

ウ 平成30年度の時間外勤務、年次有給休暇の取得状況

(ア) 時間外勤務

平成30年度の時間外勤務は以下のとおりである。

(単位：時間)

職員	4月	12月	1月	合計	摘要
B	32	—	5	37	
C	—	8	8	16	
合計	32	8	13	53	

出所：川口市資料

4月に一時的に時間外勤務が増えている職員がいるが、一年を通してみると長時間の時間外勤務は発生していないことから、過重な労働環境ではないと認められる。

【指摘46】労働時間の記録管理について

一部の職員について時間外勤務が一切発生していなかった。その理

由は、管理職である職員は管理職手当が支給されていること、また超過勤務時間は1時間に満たないことが多いため、庶務事務システムに入力していなかったためである。

時間外勤務の把握は労務管理の問題であり、残業代の金銭面とは別次元の問題である。適正な労務管理のためにも、残業代の計算とは別に、労働時間を適切に記録管理するべきである。

(イ) 年次有給休暇

平成30年度の有給休暇の取得状況は以下のとおりである。

職員	件名	取得可能日数	取得日数	残日数	取得率 (※)
A	年次有給休暇	40日	—	40日	14.9%
	職務専念義務免除	—	1日	—	
	夏季休暇	7日	7日	0日	
B	年次有給休暇	40日	3.5日5時間15分	35.5日2時間30分	23.8%
	職務専念義務免除	—	1日	—	
	夏季休暇	7日	7日	0日	
C	年次有給休暇	40日	7.5日	32.5日	30.9%
	夏季休暇	7日	7日	0日	
D	年次有給休暇	35日2時間	3日3時間	31日6時間45分	24.6%
	夏季休暇	7日	7日	0日	
E	年次有給休暇	32日	11日	21日	43.0%
	夏季休暇	5日4時間	5日1時間	3時間	
F	年次有給休暇	24日5時間	8日1時間	16日4時間	45.0%
	夏季休暇	5日4時間	5日3時間30分	30分	
	特別休暇	—	1日	—	

出所：川口市資料を加工

(※) 取得率は、年次有給休暇と夏季休暇について、取得日数÷取得可能日数で算出した。なお、1日未満の時間・分については、それぞれの職員の1日の所定労働時間で換算した。

【意見39】有給休暇を計画的に取得するべきである。

「夏季休暇の取得及び夏季期間における年次有給休暇の取得促進について（通知）」（平成30年6月19日付、職員課長）によって、市では年次有給休暇について年間に少なくとも13日以上取得することを推進している。しかし、有給休暇を十分に取得できていない職員が

大半であり、翌々年度へ繰り越せずに未消化のまま消滅している。有給休暇は心身のリフレッシュを図ることで、職員のモチベーションや生産性向上につなげるためのものである。

有給休暇の取得率が悪いことは、長期的な観点では業務の効率が下がるおそれがあり、適切に取得することが望ましいと言える。

(6) 危機管理・大規模災害対策

ア 危機管理・大規模災害対策マニュアルの整備

中央ふれあい館は風水害発生時の「内水氾濫時の一とき避難所」に指定されている。また、「福祉避難所」にも指定されている。

「内水氾濫時の一とき避難所」とは、一時的な集中豪雨等により避難が必要となった場合の一時的な避難所である。

「福祉避難所」とは、避難所生活において特別な配慮を必要とする方（障害のある方、要介護認定を受けている方など）を一般の避難所から受け入れるための施設である。

各種マニュアルは以下のとおり整備されている。

- ・震災時の対応について
- ・風水害の対応について
- ・職場参集時対応マニュアル
- ・福祉避難所設置・運営マニュアル

イ 大規模災害対策

平成30年度の大規模災害対策の実施状況は以下のとおりである。

(ア) 川口市総合防災訓練

実施日：平成30年8月31日（金）午後1時及び2時から

訓練内容：川口市災害情報システム（K-dis）を使用した浸水被害報告訓練

(イ) 避難訓練

実施日：平成30年11月10日（土）午前10時から11時30分

参加者：館の職員及び利用者

訓練内容：キャメリア防災センターからの放送と火災報知器の発報を受けて、外部へ避難する。その他消火器を使った訓練を実施する。

(ウ) 実際の運用

令和元年 10 月 12 日（土）に関東地方に大きな被害を及ぼした台風 19 号の際には、中央ふれあい館は「内水氾濫時の一とき避難所」（12 日 8 時 30 分～13 日 12 時）として累計 287 名の避難者を受け入れた。

大きな支障なく避難所としての機能を果たしたことは、日ごろの訓練の成果であると判断した。

ウ 情報セキュリティ対策

平成 30 年度の情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ管理者及び担当者を定め、監査、セルフチェック、研修への参加を実施した。

(ア) 管理者及び担当者

- ・情報セキュリティ管理者：生涯学習課長
- ・情報セキュリティ担当者（情報推進リーダー）：館長

(イ) 情報セキュリティ監査

事前チェックシートの提出及び現地視察

実施日：平成 30 年 11 月 21 日（水）16 時～16 時 15 分

(ウ) 情報セキュリティセルフチェック（自己点検）

実施日：平成 30 年 11 月 7 日（水）～12 月 7 日（金）

(エ) 管理者向け情報セキュリティ研修への参加

実施日：平成 30 年 11 月 15 日（木）13 時 30 分～15 時

【意見 40】保存年限を過ぎた情報資産の削除は確認まで徹底すること。

情報セキュリティ対策で、保存年限を過ぎた情報資産について削除することになっているが、実際には削除を指示するだけで、削除されたかについて確認をしていない。万が一、情報漏洩が発生したときには、保存年限を過ぎた情報資産が残っていることで、被害が大きくなってしまうことになる。保存年限が過ぎた情報資産については、削除がされたところまで確認するべきである。

エ IT-BCP の策定状況

IT-BCP とは、情報システム運用継続計画の略称であり、災害や事故等

の非常時に情報システムを早期に復旧させ継続して利用するために必要な、非常時の行動手順で構成される計画である。IT-BCP には、非常に適切な対応を取るために必要な事前対策や、教育訓練等の平時における実施計画が含まれる。

中央ふれあい館においては、情報政策課の所管となる系統の機器 (LGWAN 接続系、学校情報系) 以外存在せず、独自の情報関連機器は設置していない。ICT-BCP は情報政策課で策定済み (ICT 部門の業務継続計画 <地震編> 様式編) であることから、中央ふれあい館としては独自の IT-BCP を策定せずに、情報政策課の ICT-BCP に準ずることで対応している。

(7) その他施設固有の課題等

ア 児童図書コーナーの書籍の管理と今後のあり方

児童図書コーナーには、子どもが自由に読めるように約 570 冊の書籍を設置しているが、書籍の管理については当初から簡便的に済ませてきた。具体的には、書籍の一覧を開設当初から作成しておらず、また書籍の棚卸を実施していない。このため、書籍が紛失していても気付かない状況である。

【指摘 47】児童図書コーナーにある書籍の適切な管理

市の書籍について、簡便的な管理を続けることは不適切であり、書籍一覧の作成及び定期的な棚卸を実施するなど適切な管理をするべきである。

イ 営利行為の禁止を推進する体制づくり

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例第 8 条第 3 項において、もっぱら営利行為を目的とした催し等が行われるおそれがあるとき、教育委員会は中央ふれあい館の利用を許可しない旨が規定されている。しかし、利用時には部屋の扉は閉まっていること、一部の部屋の中に防犯カメラ等が存在していないことから、部屋の中で営利行為が行われていないかを確認しづらい状況である。

【意見 41】営利行為の禁止を推進する体制づくり

現状においては営利行為の禁止を実効性あるものにする体制が構築できているとは言いがたいため、中央ふれあい館は営利行為が行われないように、部屋の中を確認できるように工夫するべきである。